

## 2 月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 |    |    |    |    |

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第116号を発行させていただきます。  
確定申告の時期が近づいてきました。今年は行動制限等出ておりませんので、通常通りの確定申告の対応を取らせていただきます。

今月は、滋賀県大津市の近江神宮に行った際に撮影した写真をご紹介します。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**R4年分の確定申告** について、**消費税のインボイス制度** について **その6** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、近江神宮の楼門です)

## 2 R4年分の確定申告 について

令和4年分の確定申告の提出時期が近づいてきました。個人事業主の方々は、昨年の書類の整理を済ませて確定申告を提出する準備をしないといけない時期になり少しずつ気持ちが焦ってきているのではないのでしょうか。そこで、令和4年分の確定申告について簡単に説明させていただきます。

|      |   |
|------|---|
| 提出期間 | <b>申告所得税</b><br><b>令和5年2月16日から令和5年3月15日まで。</b><br>なお還付申告（所得税の還付をしよう申告）につきましては、2月16日以前でも提出することは可能です。<br><b>*早く所得税の還付を受けたい方はお早めに還付申告をすることをお勧めいたします。</b><br><b>消費税</b><br><b>令和5年2月16日から令和5年3月31日まで。</b> |
| 納付   | <b>現金で納付される場合</b><br><b>申告所得税 令和5年3月15日まで</b><br><b>消費税 令和5年3月31日まで</b><br><b>振替納税を利用されている場合</b><br><b>申告所得税 令和5年4月24日</b><br><b>消費税 令和5年4月27日</b>  |
| 延納   | 申告所得税額を1回で納付するのが困難な場合に2回の分割にすることができます。<br>延納を届け出る額によっては <b>利子税(0.9%)</b> が必要になる場合がございます。  |



(写真は、近江神宮の本殿です)

前頁で現金納付と振替納税を取り上げましたが、現状ではそれ以外の納付方法もございますので、そちらの方法もご紹介いたします。

#### ダイレクト納付

- ・ e-Tax により申告書を提出した後、**事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより国税を納付することが可能です。**
- ・ 複数の預貯金口座をご利用いただけるほか、予納も利用することが可能です。
- ・ 個人の方については、金融機関届出印の押印なしに、オンラインでダイレクト納付利用届出書を提出することが可能です。

\*ダイレクト納付を利用する場合には、事前に「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を税務署に提出する必要があります。

#### インターネットバンキングでの納付

- ・ **事前に e-Tax の利用開始手続を行うことで、インターネットバンキングにより国税を電子納付することが可能です。**
- ・ インターネットバンキングによる電子納税のご利用に当たって、電子証明書は不要です。

\*e-Tax を利用するには、事前に「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出する必要があります。インターネットを利用して書類の作成・提出をするのが便利です。

#### クレジットカードでの納付

- ・ 事前の手続なしで、パソコンやスマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- ・ **納付税額に応じた決済手数料がかかるものの、24時間利用できますので、時間を気にせず、納付手続が行えます。**

\*クレジットカードでの納付をする場合には、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスする必要があります。

#### スマホアプリでの納付

- ・ **スマートフォン決済専用の Web サイト(国税スマートフォン決済専用サイト)から、納税者が利用可能な Pay 払いを選択して納付する「スマホアプリ納付」が利用可能です。**
- ・ 時間を気にせず、場所を選ばず、納付手続が行えます。
- ・ **決済手数料はかかりません。**
- ・ 事前の手続なしで、スマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- ・ 原則として、全ての税目で納付が可能です。
- ・ アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- ・ 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の各窓口で納付する場合は、利用できません。
- ・ 一度の納付での**利用上限金額は 30 万円**です。
- ・ 領収書は発行されません。

\*スマホアプリでの納付をする場合には、「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスする必要があります。



(写真は、近江神宮の境内に置いてある時計です)

申告書に添付する書類が昨年度から変更になっておりますので、そちらもご紹介しておきます。

#### 申告書等の添付書類について

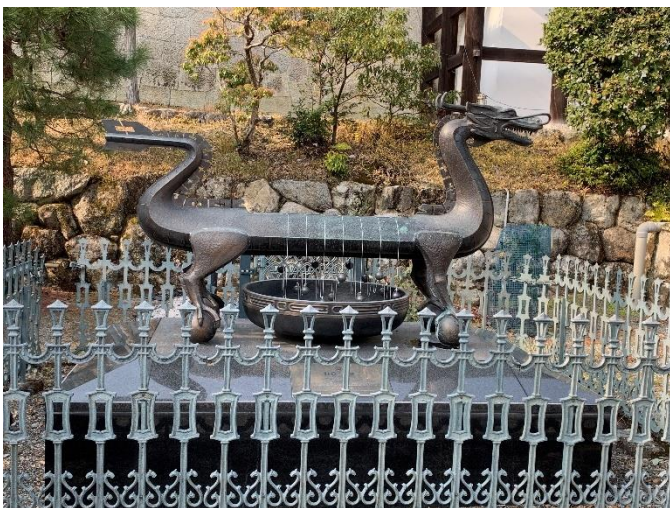
- ・確定申告書及び修正申告書については、以下の書類の添付又は提示は不要です。  
(添付が不要となる書類)
- ・給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・上場株式配当等の支払通知書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・未成年者口座年間取引報告書
- ・特定割引債の償還金の支払通知書
- ・「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類

スマートフォンで確定申告ができるようになっております。

#### スマートフォンでの確定申告について

- ・R5年1月からスマートフォンで青色申告決算書、収支内訳書及び消費税申告書が作成可能となっております。
- ・マイナンバーカード方式とID・パスワード方式がありますが、ID・パスワード方式を利用する場合には、事前に税務署に出向いて発行していただかないといけません。

\*操作要領につきましては、国税庁のWebサイトに「令和4年分のスマホ申告に関するマニュアル等」のページがありますので、そちらをご覧ください。



(写真は、近江神宮の境内に置いてある古代火時計です)

#### 【参考文献】

- ・国税庁発行のリーフレット

### 3 消費税のインボイス制度 について その6

インボイス制度について変更点が出てきておりますので、変更事項についてご説明させていただきます。

#### (免税事業者向け)

#### 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることが出来る措置です。

#### 適用対象者を教えてください。

2割特例の適用対象者は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者であり、具体的には、

- ・免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
- ・免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス発行事業者となる者が対象となります。



(写真は、近江神宮の境内に置いてある古代火時計です)

#### 適用できる期間について教えてください。

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。

#### (免税事業者である個人事業者)

令和5年10月1日から登録を受ける場合には、**令和5年分(10~12月分のみ)の申告から令和8年分の申告までの計4回の申告が適用対象**となります。

#### (免税事業者である3月決算法人)

令和5年10月1日から登録を受ける場合には、**令和6年3月決算分(10月~翌3月分のみ)から令和9年3月決算分までの計4回の申告が適用対象**となります。

**\*9月決算法人以外の事業者は、個人法人を問わず事業年度の途中から消費税の計算をしないといけなくなりますので、ご注意ください。**

#### 2割特例の適用を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

2割特例の適用に当たっては、簡易課税制度のような事前の届出は必要なく、**消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すること**で適用を受けることができます。

**\*インボイス発行事業者になるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」をインボイス制度の開始されるまでに提出すれば、R5年10月1日からインボイス発行事業者になることができます。**  
ただし、登録申請から事業者番号が発行されるまでに一定期間がかかりますので、余裕をもって提出されることをお勧めいたします。

#### 一度2割特例を選択した場合、その後の適用対象期間は継続適用となりますか。

**消費税の申告を行うたびに2割特例の適用を受けるかどうかの選択が可能**です。

ただし、**申告する課税期間が2割特例の適用対象となるか否かの確認が必要**となります。例えば、令和8年分の申告について、令和6年(基準期間)における課税売上が1千万円を超える場合には、2割特例は適用できないこととなります。

**\*基準期間が1000万円を超えていない場合のみ2割特例を選択することができます。**

免税事業者ですが、登録申請書とともに簡易課税制度選択届出書も提出しました。この場合、2割特例は

#### 摘要できないのですか。

**2割特例は、本則課税と簡易課税のいずれかを選択している場合でも、適用が可能です。**そのため、簡易課税制度の適用を受けるための届出書を提出していたとしても、申告の際に2割特例を選択することは可能です(簡易課税制度選択届出書を取り下げる必要はありません。)

**\*2割特例の適用期間があるのと基準期間の売上高によっては、2割特例を選択できないことを考慮しますと「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する際に「簡易課税制度選択届出書」も提出することをお勧めいたします。**

今回は2割特例を取り上げさせていただきました。現在免税事業者の方、または免税事業者との取引がある事業者の方のご参考になれば幸いです。

#### 【参考文献】

- ・国税庁リーフレット 「インボイス制度 支援措置があるって本当!？」
- ・財務省リーフレット 「インボイス制度の負担軽減措置(案)のよくある質問とその回答」



(写真は、近江神宮の境内に置いてある矢橋式日時計です)

#### 4 編集後記

近江神宮が日本における時計発祥の聖地だったので、近江神宮の境内に置いてある時計をご紹介します。撮影は出来ませんが時計館には珍しい時計がたくさん展示されています。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。ありがとうございました。